FP　2級　個人

F22

* 1 9 F 2 2 0 0 5 *

2025年度　５月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級　個　人
資産相談業務

実 施 日◆2025年５月25日（日）

試験時間◆13：30～15：00（90分）

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、2024年10月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後５時30分以降、当会のホームページに掲載します。
（https://www2.kinzai.or.jp/answer/）
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
○７月２日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。
また、当会のホームページ(https://kentei.kinzai.or.jp/announce/)、またはスマートフォン向けページ(https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会
〒160-8529　東京都新宿区荒木町2-3　TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2024年10月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2．問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、**《問１》**から**《問15》**までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問１》～《問３》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（45歳）は、妻Ｂさん（44歳）、母Ｃさん（76歳）、長男Ｄさん（14歳）、長女Ｅさん（13歳）および二女Ｆさん（10歳）との６人暮らしである。Ａさんは、先日、友人が急逝したこともあり、自分に万一のことがあった場合の公的年金の遺族給付について知りたいと思っている。

また、Ａさんは、母Ｃさんが近い将来、介護が必要な状態となることを心配しており、介護休業を取得した場合の雇用保険からの給付についても知りたいと思っている。

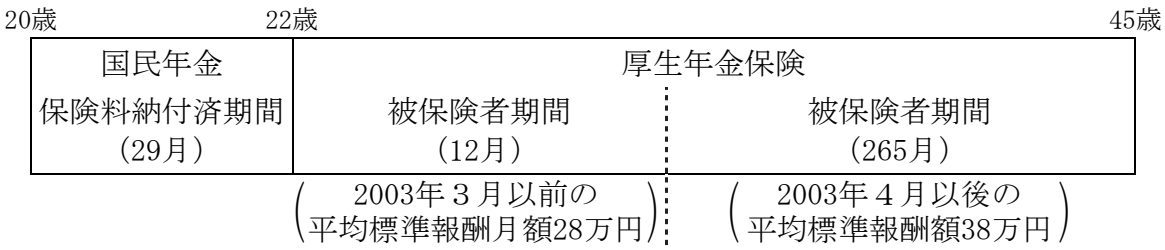
そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

（1）Ａさん（1979年11月20日生まれ、会社員）

・公的年金加入歴　：　下図のとおり（2025年４月までの期間）

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。



（2）妻Ｂさん（1981年３月24日生まれ、パートタイマー）

・公的年金加入歴　：　18歳から11年間（132月）は、厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

（3）母Ｃさん（1948年12月10日生まれ）

・後期高齢者医療制度の被保険者である。

（4）長男Ｄさん（2010年９月３日生まれ）

（5）長女Ｅさん（2012年５月10日生まれ）

（6）二女Ｆさん（2014年７月５日生まれ）

※妻Ｂさん、母Ｃさん、長男Ｄさん、長女Ｅさんおよび二女Ｆさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Ｍさんは、Ａさんに対して、公的年金の遺族給付について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

Ⅰ 「遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、（ ① ）歳到達年度の末日までの間にあるか、□□□歳未満で障害等級１級または２級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します」

Ⅱ 「Ａさんが現時点（2025年５月25日）で死亡した場合、妻Ｂさんは遺族基礎年金および遺族厚生年金を受給することができます。妻Ｂさんの場合、遺族基礎年金の額（2024年度価額）は、『816,000円＋子の加算額』の計算式により算出され、子の加算額は第１子・第２子までは１人につき□□□円、第３子以降は１人につき（ ② ）円となります。また、妻Ｂさんが遺族基礎年金を受給し、前年の所得が一定額以下である場合、妻Ｂさんは、（ ③ ）を受給することができ、その年額は63,720円（2024年度価額）となります」

〈語句群〉

イ．18　　ロ．20　　ハ．25　　ニ．78,300　　ホ．234,800　　ヘ．612,400
ト．死亡一時金　　チ．遺族年金生活者支援給付金　　リ．中高齢寡婦加算

《問２》 Ｍさんは、Ａさんが現時点（2025年５月25日）で死亡した場合に妻Ｂさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額（2024年度価額）を試算した。妻Ｂさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額を求める下記の〈計算式〉の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんとその家族に関する資料〉に基づくこととし、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

遺族厚生年金の年金額

$$\left(\left(\quad ①\quad \right)\text{円}\times\frac{7.125}{1,000}\times\square\square\square\text{月}+\square\square\square\text{円}\times\frac{5.481}{1,000}\times\square\square\square\text{月}\right)$$

$$\times\frac{\left(\quad ②\quad \right)\text{月}}{277\text{月}}\times\square\square\square=\left(\quad ③\quad \right)\text{円（円未満四捨五入）}$$

《問３》 Ｍさんは、Ａさんに対して、雇用保険の介護休業給付について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Ａさんが母Ｃさんを介護するために介護休業を分割して取得する場合、介護休業給付金は、介護休業を開始した日から通算して93日を限度に２回までに限り支給されます」

② 「介護休業期間中に、事業主から賃金が支払われなかった場合、介護休業給付金の額は、１支給単位期間について、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の50％相当額となります」

③ 「介護休業期間中に、事業主から休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の80％相当額以上の賃金が支払われた場合、当該賃金が支払われた支給単位期間について、介護休業給付金は支給されません」

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問４》～《問６》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（28歳）は、将来に向けた資産形成のため、余裕資金を活用して株式や上場投資信託（ETF）へ投資することを検討している。Ａさんは、株式について同業種の上場会社であるＸ社とＹ社の株式に興味を持っており、実際に投資するにあたっては、投資指標を確認しておきたいと考えている。また、上場投資信託（ETF）の特徴についても理解しておきたいと考えている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ｘ社およびＹ社に関する資料〉

・財務データ　（単位：百万円）

	Ｘ社	Ｙ社
資産の部合計	140,000	80,000
負債の部合計	42,000	32,000
純資産の部合計	98,000	48,000
売上高	105,000	85,000
営業利益	9,000	5,500
経常利益	9,500	6,000
当期純利益	7,200	4,600
配当金総額	3,000	1,650

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

・株式に関する情報

Ｘ社：株価1,700円、発行済株式数6,000万株、１株当たり年間配当金50円

Ｙ社：株価1,650円、発行済株式数3,000万株、１株当たり年間配当金55円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》　《設例》の〈Ｘ社およびＹ社に関する資料〉に基づいて算出される次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

①　Ｘ社株式のＰＥＲ

②　Ｙ社株式のＰＢＲ

《問５》　Ｍさんは、Ａさんに対して、《設例》の〈Ｘ社およびＹ社に関する資料〉に基づいて、株式の投資指標等について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「ＲＯＥは、Ｙ社のほうがＸ社よりも高くなっています。一般に、ＲＯＥの数値が高いほど、経営の効率性が高いと判断されます」

②　「配当性向は、Ｘ社のほうがＹ社よりも高くなっています。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと考えることができます」

③　「株式投資において、企業の成長性が市場平均よりも高いと期待される銘柄に投資する手法は、一般に、バリュー投資と呼ばれます。バリュー投資は、投資対象の株価の割安さよりも企業の成長性を重視する投資家向けの投資手法といえます」

《問６》　Ｍさんは、Ａさんに対して、上場投資信託（ＥＴＦ）の特徴等について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「東京証券取引所に上場している上場投資信託（ＥＴＦ）には、日経平均株価や東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）などの指標に連動した投資成果を目指す指標連動型の銘柄だけでなく、アクティブ運用型の銘柄もあります」

②　「上場投資信託（ＥＴＦ）の売買では、上場株式と同様に成行注文や指値注文が可能ですが、信用取引を行うことはできません」

③　「上場投資信託（ＥＴＦ）の分配金には、普通分配金と元本払戻金（特別分配金）があり、税法上、普通分配金は所得税の課税対象となりますが、元本払戻金（特別分配金）は非課税となります」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問７》～《問９》）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務する会社員のＡさん（60歳）は、妻Ｂさん（54歳）、長女Ｃさん（20歳）および母Ｄさん（84歳）との４人暮らしである。Ａさんは、2024年11月に定年を迎え、Ｘ社から退職金の支給を受けたが、Ｘ社の継続雇用制度を利用して、引き続き同社に勤務している。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん	（60歳）	：	会社員
妻Ｂさん	（54歳）	：	パートタイマー。2024年中に給与収入95万円を得ている。
長女Ｃさん	（20歳）	：	大学生。2024年中の収入はない。
母Ｄさん	（84歳）	：	2024年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は80万円である。

〈Ａさんの2024年分の収入に関する資料〉

（1）給与収入の金額　：　950万円

（2）退職手当等の金額　：　2,200万円

※定年を迎えるまでの勤続期間は33年２カ月である。

※「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

（3）不動産所得の金額　：　20万円（白色申告）

（4）上場株式の譲渡損失の金額　：　80万円

※2024年中に金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた損失の金額であり、全額が特定口座（源泉徴収あり）内で生じている。

（5）一時払養老保険（10年満期）の満期保険金

契約年月	：	2014年10月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：	Ａさん
死亡保険金受取人	：	妻Ｂさん
満期保険金受取人	：	Ａさん
満期保険金額	：	560万円
正味払込保険料	：	500万円

※妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび母Ｄさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。

※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》　Ａさんが Ｘ社から受け取った退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、Ａさんは、これ以外に退職手当等の収入はないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈退職所得控除額〉

800万円＋（　①　）万円×｛（　②　）年－20年｝＝（　③　）万円

〈退職所得の金額〉

（2,200万円－（　③　）万円）×□□□＝（　④　）万円

《問８》　Ａさんの2024年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「特定口座（源泉徴収あり）内で生じた上場株式の譲渡損失の金額は、確定申告をすることにより、不動産所得の金額や給与所得の金額と損益通算することができます」

②　「Ａさんが長女Ｃさんの国民年金保険料を支払った場合、その支払った保険料はＡさんの社会保険料控除の対象となります」

③　「Ａさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、121万円です」

《問９》　Ａさんの2024年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、①の計算上、Ａさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、〈答〉は万円単位とすること。

①　総所得金額に算入される給与所得の金額

②　総所得金額

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40％－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30％＋８万円
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

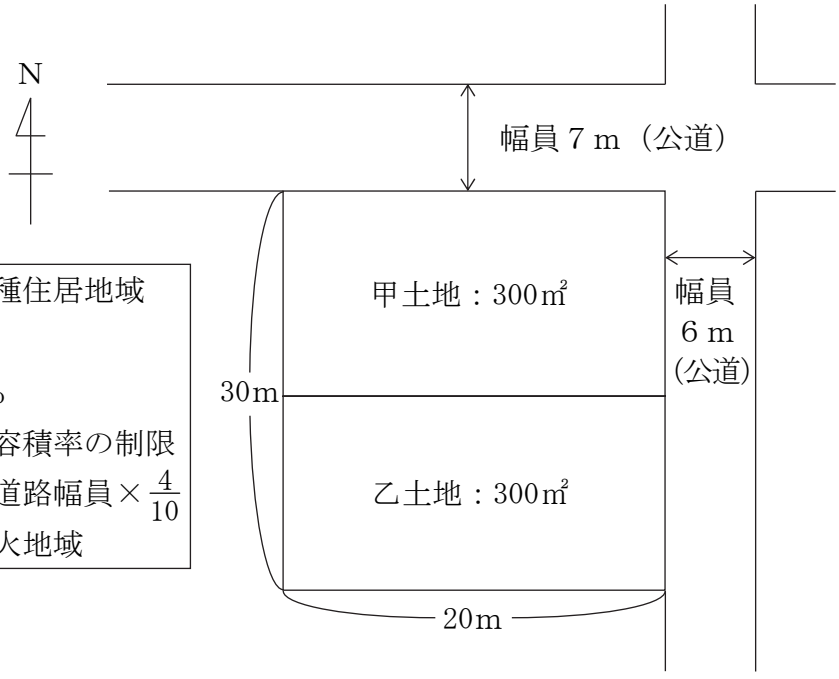
【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（60歳）は、３年前に父親の相続により取得したM市内（三大都市圏・既成市街地等）にある自宅（建物とその敷地である甲土地）およびアスファルト敷きの月極駐車場（乙土地）を所有している。

Ａさんが居住する自宅は、父親が40年前に購入したものであり、Ａさんは老朽化した自宅での生活に不便さを感じている。また、父親の存命中から賃貸している月極駐車場は数台の空きがあり、収益性は高くない。Ａさんは、甲土地・乙土地を売却し、駅前のマンションを購入して移り住むことを考えているが、先祖代々の土地を売却することに、後ろめたさも感じている。Ａさんは、先日、マンション開発業者であるＸ社から「甲土地・乙土地周辺は再開発が進んでおり、相応の住宅需要が見込めます。Ａさんが等価交換をご希望であれば、対応させていただきます」との提案を受けた。

〈甲土地および乙土地の概要〉



用途地域	：第一種住居地域
指定建蔽率	：60％
指定容積率	：300％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{4}{10}$
防火規制	：準防火地域

・甲土地、甲土地と乙土地を一体とした土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地と乙土地を一体とした土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。

① 建蔽率の上限となる建築面積

② 容積率の上限となる延べ面積

《問11》 自宅（建物とその敷地である甲土地）の譲渡に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例』（軽減税率の特例）の適用を受けるためには、譲渡した年の１月１日において自宅の所有期間が20年を超えていなければなりません。相続により取得した不動産は被相続人の取得時期を引き継ぐため、Ａさんは本特例の適用を受けることができます」

② 「仮に、Ａさんがマンションに転居し、現在の自宅が居住の用に供されなくなった場合であっても、当該自宅が居住の用に供されなくなってから５年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すれば、『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除』の適用を受けることができます」

③ 「『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除』と『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例』（軽減税率の特例）は、重複して適用を受けることができます」

《問12》 等価交換方式による甲土地と乙土地を一体とした土地の有効活用に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「等価交換方式とは、Ａさんが所有する土地の上に、Ｘ社がマンション等を建設し、完成した建物の住戸等をＡさんとＸ社がそれぞれの出資割合に応じて取得する手法です」

② 「等価交換方式による有効活用にあたり、所定の要件を満たせば、譲渡益に対する課税を80％繰り延べることができる『既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例』（立体買換えの特例）の適用を受けることができます」

③ 「『既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例』（立体買換えの特例）の適用を受けた場合、買換資産は譲渡資産の取得時期および取得価額を引き継ぎます」

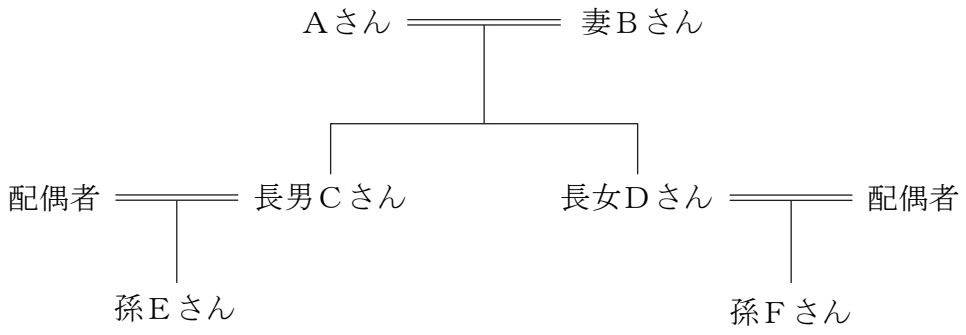
【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場会社であるＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（72歳）は、自宅で妻Ｂさん（70歳）および長男Ｃさん（48歳）家族と同居している。Ａさんは、妻Ｂさんに自宅および相応の現預金を相続させ、Ｘ社の専務取締役である長男ＣさんにＡさんが100％所有するＸ社株式およびＸ社本社敷地・建物を承継させたいと考えている。

また、Ａさんは、他県で生活している長女Ｄさん（46歳）から、「戸建て住宅の新築を検討しているので、資金を援助してほしい」と頼まれており、住宅取得資金の援助をしたいと考えている。

〈Ａさんの親族関係図〉



〈Ａさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金等	：	１億円
Ｘ社株式	：	２億円
自宅敷地（330㎡）	：	6,000万円（注）
自宅建物	：	2,000万円
Ｘ社本社敷地（600㎡）	：	7,500万円（注）
Ｘ社本社建物	：	4,500万円
合計		５億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》　Ａさんの相続に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「遺産分割をめぐる争いを防ぐ手段として、遺言書の作成をお勧めします。自筆証書遺言は、法務局における保管制度を利用することで、遺言書の紛失等を防ぐことができ、相続開始後、家庭裁判所における検認が不要となります」

② 「Ａさんの相続に係る遺留分を算定するための財産の価額を５億円とした場合、長女Ｄさんの遺留分の金額は、１億2,500万円となります」

③ 「長男Ｃさんが㈱Ｘ社本社敷地および建物を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額7,500万円）について、特定同族会社事業用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき価額を3,500万円とすることができます」

《問14》　「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本特例」という）に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

Ⅰ 「長女Ｄさんが2025年５月にＡさんから住宅取得等資金の贈与を受け、本特例の適用を受ける場合、本特例による非課税限度額は、原則として、取得等する住宅が一定の省エネ等住宅であれば（　①　）万円、それ以外の住宅であれば□□□万円となります。なお、本特例の適用を受けるにあたって、取得等する住宅用家屋は、長女Ｄさんの居住の用に供する家屋で、床面積は□□□㎡以上（　②　）㎡以下であることなどの要件を満たす必要があります」

Ⅱ 「長女ＤさんがＡさんから贈与を受けた住宅取得等資金について本特例の適用を受け、その後、Ａさんの相続が開始した場合、本特例の適用を受けたことにより贈与税の課税価格に算入されなかった金額は、相続税の課税価格に（　③　）」

Ⅲ 「本特例と相続時精算課税は、併用して適用を受けることが（　④　）」

〈語句群〉

イ．150　　ロ．240　　ハ．300　　ニ．330　　ホ．500　　ヘ．1,000
ト．加算しなければなりません　　チ．加算する必要はありません
リ．できます　　ヌ．できません

《問15》 現時点（2025年５月25日）において、Ａさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は４億2,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		４億2,000万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　②　）万円
	長女Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	－
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円
20,000	～	30,000	45％	2,700万円
30,000	～	60,000	50％	4,200万円

（終）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

2025 年度５月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・２級 実技試験〈個人資産相談業務〉（2025 年５月 25 日実施）

※配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

※合格発表は、７月２日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会

検定センター

〈合格基準〉50 点満点で 30 点以上

【第１問】

《問１》

〈答〉

	①	②	③
記号	イ	ニ	チ

《問２》

〈答〉　①　280,000（円）　②　300（月）　③　467,770（円）

《問３》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

【第２問】

《問４》

〈答〉　①　14.17（倍）　　②　1.03（倍）

《問５》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	○	×

《問６》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

【第３問】

《問７》

〈答〉　①　70（万円）　　②　34（年）　　③　1,780（万円）　　④　210（万円）

《問８》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	○

《問９》

〈答〉　①　745（万円）　　②　770（万円）

【第４問】

《問 10》

〈答〉　①　480（㎡）　　②　1,680（㎡）

《問 11》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

《問 12》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

【第５問】

《問 13》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	○

《問 14》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	へ	ロ	チ	リ

《問 15》

〈答〉　①　4,800（万円）　　②　2,090（万円）　　③　9,920（万円）